

地方独立行政法人 4 法人における 前期中期計画・年度計画の評価等のスケジュールについて

項 目	実施内容		平成28年度		
			8月 評価委員会開催	9月	12月
前期中期目標の 業務実績評価(看護大学 のみ)	法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、現中期目標に係る事業報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は、議会に報告する。	§ 29、 § 30	・前期中期目標期間中の業務実績の評価結果確定	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> ・議会報告 (9月議会) </div>	
年度評価の実施(4法人 全て)	法人は、各年度の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は、議会に報告する。	§ 28	・H27年度業務実績の評価結果確定	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> ・議会報告 (9月議会) </div>	

県対応業務